

板橋区違反広告物撤去活動員の募集について（新規）

板橋区では良好な都市景観づくりのために、都条例に違反し、区内に違法に掲示されている広告物（はり紙など）を撤去していただける方を募集いたします。

（１）募集対象

- １．継続的に違反広告物撤去活動をすることができる方。
- ２．区内在住、在勤または在学者でボランティア活動について理解されている方。
- ３．個人またはグループで、月１回以上活動できる方。
- ４．活動終了後、報告書で活動内容を区に報告できる方。

（２）募集期間

令和７年１１月１４日（金）から１２月１２日（金）まで

（３）活動について

- １．活動員の報酬はありません。
- ２．委嘱式の日には区が行う講習会（１時間程度）を受講していただきます。
- ３．活動員の任期は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間となりますが、継続することは可能です。

（４）区長からの委嘱

撤去活動員には、東京都からの事務処理の特例に基づき、違反広告物の撤去について区長から委嘱状が渡されます。

令和７年３月６日（金）午前中に予定

（５）応募方法

令和７年１２月１２日（金）までに、板橋区土木部管理課占用係（本庁舎南館５階２５番窓口）に、「違反広告物撤去活動員登録申請書（団体）（個人）」を窓口・郵便・ＦＡＸ・メール等で申請してください。

記入方法の詳細については、別紙「登録申請書の記入について」をご覧ください。